



気まぐれ通信 2018/7

平成28年3月末に改正社会福祉法が成立し、社会福祉法人制度改革の一環として法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などを目的として様々な改正が行われました。本通信は、社会福祉法人制度改革関連のトピックスをご紹介しますものです。

監査法人彌榮会計社



厚生労働省「定款例」の注意点

1. 補欠として選任された評議員の任期

社会福祉法（以下「法」といいます。）第41条第1項の原則に対する例外として、法第41条第2項は、補欠として選任された評議員の任期に限り、「定款によって」退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げないとしています。したがって、補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとするには、定款に定める必要があります。

その場合、定款において「任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする」と規定しておく必要があります。

厚労省の定款例に従って、定款に「補欠として選任された評議員の任期は、退任評議員の任期満了時までとすることができる」旨を定めている法人が見受けられますが、このような文言では、原則4年とされている評議員の任期が、どのような機関決定によって退任評議員の任期満了時までと決定されるのかが不明となります。なお、この場合、理事会が評議員の任期を定めるのは適切ではなく、評議員会の決議によらざるを得ないものと思われます。また、補欠を選任しながら何ら任期に関する機関決定が行われていない場合は、定款では「退任評議員の任期満了時までとすることができる」旨を定めているのみで「退任評議員の任期満了時までとする」ための手続がなされていないこととなりますので、当該補欠の任期は原則（法第41条第1項）通りの4年となるものと解されます。

2. 会計監査人の報酬等に係る理事会の決定

社会福祉法において、理事会で決定すべきことは法第45条の13第4項において定められています。また、法第45条の19第6項で準用されている一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第110条では、会計監査人の報酬については監事の過半数の同意が必要とされるものの理事会の決定は求められていません。結果として、一定金額以下であれば監事の過半数の同意を条件として理事長専決事項として決定することが可能です。

他方、厚生労働省の定款例では「会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。」とされており、これに倣っている法人が多いと思われます。このような場合、定款を字義通りに解しますなら、定時評議員会によって会計監査人が再任されたとき、あるいは報酬が改定されたときに、必ず理事会の決定を要するようになると思われます。しかし、通常は定款施行細則において、日常業務として理事長の専決事項が定められており、この範囲内であれば必ずしも理事会の承認を得る必要はないと考えられます。本来は、定款施行細則において、理事長の専決事項として明確に規定しておくべきものと思われます。

もちろん、「理事会において定める」との定款記載を改めておいた方が紛れがありません。ひょっとしたら、実務的な観点から仔細に分析すれば、厚生労働省の定款例にはこの他にも注意すべき点があるのかもしれませんが。

以上の点にご興味とお時間をお持ちの方は、同封致しました「法令規則集」を厚生労働省の定款例と比較検討して頂ければと思います。そして、何かお気づきの点をお知らせ頂ければ幸甚に存じます。

